

「事業系一般廃棄物減量等計画書」記入要領

1 目的

廃棄物の発生は依然高水準に推移しており、一般廃棄物処理施設の処理能力も限界に近づいています。また、最終処分場の確保も困難なことから、ごみの減量及び再資源化の推進は重要な課題となっています。事業者におかれましても、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等により廃棄物を減量し、自らの責任において適正に処理する責務があります。その遂行のためには、排出事業者自ら廃棄物の排出状況を適切に把握し、廃棄物の減量を計画的かつ継続的に取り組んでいただく必要があることから、減量計画書を作成いただき、市にご提出いただくものです。

2 対象建築物

事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物

3 記入方法等

(1) 様式第1号「事業系一般廃棄物減量等計画書」

①調査基準日 令和6年4月1日現在とします。

- ・当該建築物を複数の事業所(テナント)等で使用している場合は、各事業所の協力を得て記載してください。
- ・同敷地に複数棟ある場合は、別紙の作成等により対応してください。

②届出者

- ・建築物を所有(占有・管理)する法人又は個人の所有者。
(当該建築物の管理についてすべての権原を有する者がいる場合は、その者でも可)

③建築物関係

- ・延べ面積：事業の用に供する部分の総床面積。
- ・従業員数：共同利用の場合、各事業所(テナント含む)の総従業員数。
- ・建築物を使用している事業者：共同利用の場合は、使用している事業者の一覧を別紙作成により添付してください。

④廃棄物関係

- ・事業系一般廃棄物：可燃物、不燃物を置く一時保管場所の位置及び面積。
- ・再利用等の対象となる事業系一般廃棄物：資源物を置く一時保管場所の位置及び面積。
- ・現在減量のために実施していること及び今年度計画していること：「紙については廃品回収業者を利用」、「紙ごみ(紙容器、包装紙等)を分別収集し資源化」、「各フロアーに缶、ペットボトルの回収容器設置」など。

⑤裏面（減量化・資源化の実績及び計画）

- ・原則として年度（4月1日～3月31日）ごとの排出量の実績量及び計画量。
- ・排出量の把握は分かる範囲で結構ですが、ビルメンテナンス業者、回収業者等の協力を得るなどして、実績量の把握に努めるようお願いします。
- ・年間の量が把握できていない場合、ある一定期間調査を試みて、その結果から年間の量を推測してください。
- ・同敷地に複数棟あり、棟ごとに分けられない場合、量については合算でもかまいません。
- ・回収業者の名称は量の把握にかかわらず種類ごとに必ず記入し、複数ある場合はすべて記入してください。また、処理施設に自己搬入されている場合は、搬入先を記入してください。

（2）様式第2号「一般廃棄物管理責任者選任届」及び様式第3号「一般廃棄物管理責任者変更届」

当該建築物について、はじめて廃棄物管理責任者を選任した場合には、様式第2号の「選任届」を、選任した廃棄物管理責任者を変更した場合には、様式第3号『変更届』を提出してください。

※ 一般廃棄物管理責任者の業務

- ◇廃棄物の減量化・資源化の計画作成
- ◇廃棄物の減量化・資源化を推進する事業所内の体制整備
- ◇従業員やテナントに対しての指導・啓発
- ◇計画実施についての進行管理
- ◇廃棄物の減量や適正処理についての情報収集 等

事業系一般廃棄物減量等計画書

令和 年 月 日

(あ)



住所 さいたま市浦和区常盤〇丁目△番×号
 所有者 氏名 株式会社〇×再資源 代表取締役 〇〇〇〇
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話番号 048-829-1335

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の規定により次のとおり提出します。

1 建築物関係

建築物の名称	〇×再資源ビルディング				
所在地	さいたま市浦和区常盤〇丁目△番×号				
建築物の規模等	延べ面積	3,500 m ²		事業の用に供する部分全体の床面積	
	地上	3	階	地下	1 階
建築物の利用状況	<input type="checkbox"/> 単独利用	<input type="checkbox"/> 共同利用	従業員数		100 人
	<input type="checkbox"/> 単独利用 or 共同利用どちらか一方のチェックボックスを選択		名称	代表者の氏名	業種
建築物を使用している事業者	株式会社〇×		代表取締役 〇〇〇〇	商品研究・開発	
	株式会社〇×システム		代表取締役 〇〇〇〇	情報・サービス	
	有限会社△△ショップ		代表取締役 〇〇〇〇	物品販売	
建築物の用途	事務所	2	社	2,500	m ²
	店舗	1	店	1,000	m ²
	その他の事業用途		所		m ²
一般廃棄物管理責任者	職	氏名	〇〇		
	株式会社〇×再資源 総務課長	連絡先電話番号	048-〇〇〇〇 ××		

2 廃棄物関係

事業系一般廃棄物	保管場所	北口玄関脇ごみ置場					
	床面積	14.5					
再生利用等の対象となる事業系一般廃棄物	保管場所	北口玄関脇資源物置場					
	床面積	3.0					
保有設備・器具	<input type="checkbox"/> 焼却炉	<input type="checkbox"/> ダストシュート	<input type="checkbox"/> プレス機				
	<input type="checkbox"/> 生ごみ処理容器	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (計量器)					
収集・回収業者の収集・回収日	日	月	火	水	木	金	土
	〇		〇		〇		
現在減量のために実施していること及び今年度計画していること。	・施設使用事業者が排出したコピー用紙のなかで、裏紙利用できるものは施設利用者が持ち帰れるよう置き場所を確保し、再利用を促進している。 ・資源化できないごみの排出量を前年度比で10%以上削減した施設使用事業者に報奨金を支給している。						

プルダウンより選択

多数の共同利用事業者がいるなど、建築物を使用している事業者の行が足りない場合は別紙も要記入。別紙は、さいたま市ホームページ【「事業系一般廃棄物減量等計画書」等の提出について】よりダウンロードしてください。

(裏)

減量化・資源化の実績及び計画

廃棄物の種類		前年度の実績					
		廃棄物の排出量 (A) kg	資源化量 (B) kg	合計 (C=A+B) kg	資源化率 (B/C) %	処理区分 ※1	回収・収集業者の名称
資源化の対象物	OA用紙	1,000kg	0kg	1,000kg	0%	1	(株)○○
	新聞	0kg	1,000kg	1,000kg	100%	3	(有)××
	雑誌	0kg	500kg	500kg	100%	3	(有)××
	段ボール	0kg	1,000kg	1,000kg	100%	3	(有)××
	紙ごみ※2	0kg	300kg	300kg	100%	9	
	缶	0kg	500kg	500kg	100%	4	□□(有)
	瓶	0kg	500kg	500kg	100%	4	□□(有)
	ペットボトル	400kg	0kg	400kg	0%	1	(株)○○
	繊維	0kg	0kg	0kg			
	その他	0kg	0kg	0kg			
可燃物		10,000kg	0kg	10,000kg	0%	1	(株)○○
不燃物		1,000kg	1,000kg	2,000kg	50%	7	△△(株)
粗大ごみ		0kg	0kg	0kg			
合計(実績)		12,400kg	4,800kg	17,200kg	28%		
		本年度の計画					
資源化の対象物	OA用紙	0kg	1,000kg	1,000kg	100%	1	(株)○○
	新聞	0kg	1,000kg	1,000kg	100%	3	(有)××
	雑誌	0kg	500kg	500kg	100%	3	(有)××
	段ボール	0kg	1,000kg	1,000kg	100%	3	(有)××
	紙ごみ※2	0kg	300kg	300kg	100%	9	
	缶	0kg	500kg	500kg	100%	4	□□(有)
	瓶	0kg	500kg	500kg	100%	4	□□(有)
	ペットボトル	0kg	400kg	400kg	100%	1	(株)○○
	繊維	0kg	0kg	0kg			
	その他	0kg	0kg	0kg			
可燃物		9,800kg	0kg	9,800kg	0%	1	(株)○○
不燃物		800kg	1,000kg	1,800kg	56%	7	△△(株)
粗大ごみ		0kg	0kg	0kg			
合計(計画)		10,600kg	6,200kg	16,800kg	37%		

不燃物は産業廃棄物ですが、参考にご記入をお願いします。

再生利用や再生資源としてない一般廃棄物の計上。(資源化した分は含まない)

再生利用や再生資源として分別収集している分。

複数の場合もすべて記入。自己搬入の場合は搬入先。

※1 処理区分欄記入用コード番号(下記の中から該当する番号を記入してください)

1. 許可業者に収集を委託
2. 自ら市の施設(西部環境センター、東部環境センター、桜環境センター、クリーンセンター大崎)に搬入
3. 資源回収業者に回収を委託
4. メーカー、納入業者等が引き取る
5. 事業所内で自ら再利用
6. 事業者内で自ら焼却処理やコンポスト化
7. 産業廃棄物として処理を委託
8. 有価物として売却
9. エコパーリサイクルセンター見沼に持ち込み

※2 エコパーリサイクルセンター見沼に持ち込む紙ごみの分量を記してください(自ら搬入、業者に委託を問わず)。その他の資源化した紙ごみは”OA用紙”、焼却した紙ごみは”可燃物”として計上してください。